

令和 元 年 8 月 13 日

東員町議会 教育民生常任委員会

委員長 三 林 浩 様

東員町議会 南 部 豊

委員会研修報告書

研修期間	令和 1 年 8 月 1 日 (木) ～ 8 月 2 日 (金) 【 2 日間】
研修 (視察) 先	東京都八王子市・東京都北区
議題、テーマ	「総合防災ガイドブック」の作成から配布について 独自の防災アプリについて
目 的	東員町における防災力向上に向けて
添付資料の有無	有 ・ (無)

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページにご記入ください。



研修概要、内容、所感

1 日目

八王子市は東京都の多摩地域南西部にある人口約 57 万人の市。

行政面積は、186.3 km²

平成 27 年 4 月に東京都初の中核市となり、多摩地区のリーディングシティとして、21 の大学を抱えた学園都市として発展を続けています。

八王子市消防団事務局長や職員の皆さんや議会からは、五間浩副議長の歓迎の挨拶を受け、その後研修に入りました。

まずは、生活安全部防災課長菅野氏より、事前質問に対する回答から始まりました。

Q 地域性を活かした（風水害と地震）「総合防災ガイドブック」の作成から配布について

A 平成 30 年 3 月 15 日付東京都公示において、八王子市内全域の土砂災害（特別）警戒区域指定が完了していたため、予定通りにガイドブックの作成に着手。
作成部数は、新規転入者向けを含め、305,000 部を増刷しました。

Q 防災無線の活用について

A ケーブルテレビの事業者（㈱ジェイコム八王子のサービス提供地区を対象として戸別受信機を家庭内に設置し、防災行政無線の放送を荒天時等の閉め切った屋内でも、聞くことが可能となり周知効果や、確実な情報伝達が見込まれる。

Q 地域や仕事場等で防災訓練をする人たちへの援助について

A 既存の自主防災組織が抱える組織運営や継続的な活動の様々な課題や解決策の参考となるよう「自主防災組織ハンドブック」を定期的に見直し発行している。
防災資機材の助成 品目などは、各自主防災組織の世帯数に応じて点数を付与し、「自主防災組織資機材助成一覧」の中から、活動計画を考慮し現物助成をする。

Q 非常時に連携できる協定を民間団体（アマチュア無線、小売店等）締結は。

A 災害時の協定締結団体は 248 団体のうち、151 団体全体の 60%以上締結。

Q 住民を対象とした防災訓練、また自治会等に参加していない（外国人を含む）人たちに、防災訓練の参加はどのようにしていますか。

A 共助の観点での防災訓練の実施主体は自主防災組織、複数の町内会、小中校学校、学校運営協議会が主催している。公助の観点では、関係機関と連携し、総合防災訓練、総合水防訓練、防犯・防災フェア等の機会など、参加しやすくしている。
外国人に対しては、多文化共生推進課において実施しており、防災訓練の周知を代表者、責任者に依頼し参加を呼び掛けている。

Q 一人での行動が困難な人（災害弱者）の把握はどのようにしているのですか。

A 本市では、要介護認定者及び障害者手帳所持者（合計 4 万人）を要支援者と位置付けて、要支援者名簿として管理している。

私たちの質問に対し懇切丁寧にお答えいただいたことに感謝いたします。

2 日目

東京都北区は、人口 35 万 4,000 人、面積 20.61 km²、世帯数 197,000 世帯
北区防災センターで研修は、危機管理室参事 防災課長 伊藤元司氏より受けました。

事前質問について

1. 中学生防災学校について

現在、すべての区立中学校 2 年生を対象に、学校単位で、原則、土曜日に防災訓練を行っている。内容は、防災講話、初期消火、担架による救護、心肺蘇生（AED）など。（将来の防災リーダーの育成を目指している。）

2. 自主避難施設の運営について

台風や長雨など風水害の際、中小河川の氾濫や土砂災害の恐れがある場合、区民が避難勧告に先駆け避難ができる施設を「自主避難施設（避難所の早期開設施設）」と位置づけています。現在 12 施設を指定しており、内 9 カ所が土砂災害用のもので平成 28 年度の指定以来、避難者は 3 名です。

3. 自治会等に参加していない住民（外国人を含む）の防災訓練について

町会・自治会への加入率は 6 割程度と認識しており、特にファミリー世帯や若い単身者が地域活動に参加していません。また、外国人世帯については、保護者に言葉の壁があることや、特定のコミュニティ（礼拝を中心とした）で活動する傾向があるため、交流ができていないため、外国人が総人口の 6.5%となるため大きな課題となっている。

4. 災害弱者の把握方法及び訓練への参加について

区が指定する登録者（要介護 3～5 など）ではなく、自力では避難ができず支援が必要と個人で希望する方々の把握が完璧であるかという課題があります。

5. 住民への周知（自助、共助、公助などの災害時の役割）について

区報（北区ニュース）の防災特集号で案内するとともに、地域の防災訓練や防災セミナーの場で、首長を含めご理解いただくよう訴えています。

6. 自治会の防災リーダーの指名及び教育について

都内の場合、自主防災組織の本部長が町会・自治会長を兼任していることから、対外的な防災リーダーは町会長になります。

しかしながら、町会加入率の低下、町会長の高齢化などから、自主防災組織の機動性は決して高くないと考えています。

今、いろいろな災害を想定しながら対策を考えていかなければならない、このことは各地方自治体に於いても重要な問題です。役場にしても、できる事には限界があり、防災リーダー不足のため、現場の指揮ができない名前だけの防災リーダーになっているケースが多くあると思います。自分のことは自分で守るという意思を強く持たなければならなかった研修でした。